

事 務 連 絡

平成 25 年 11 月 1 日

各都道府県新型インフルエンザ等対策主管部 御中

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

### 市町村行動計画作成の手引きの送付について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条に基づく市町村行動計画について、作成のための参考資料として今般「市町村行動計画作成の手引き」を作成しました。

関係各位におきましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

なお、市町村行動計画作成においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日。以下「行動計画」という。）に定められているとおり、住民接種の接種体制について記載する必要がありますが、その際には、標記手引きのほか、厚生労働省が年度内に示す予定としている住民接種の実施要領等を参考にさせていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

### 【参考 行動計画（抜粋）】

市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。（行動計画P34 未発生期）

国は、全国民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう市町村に対し要請する。（行動計画 P47 海外発生期）